

### 議員間討議の仕組み

検討趣旨	市政に関する重要な課題等について、議員間での討議を活発に行うことにより論点を明確にし、更に議論を深めることにより、意見を集約し政策提案を行うことなど、市政に民意を反映させることを目的として、議員間での討議を充実させることについて検討する。
現 状	本市会においては、議員提出議案の審査や請願（陳情）の審査で行われているほか、常任委員会での所管事務調査においても、特別に機会を設けることなく通常の議事の流れの中で、自由に行うことが可能である。
検討経過	<b>&lt;平成24年1月19日（第9回市会改革推進委員会）&gt;</b> 制度として議員間討議の場、時間を確保するかどうかについて検討した結果、現状でも委員長の議事整理権の下で議員間討議を充実させていくことは可能であり、できるところから積極的に取り組むこととされた。
論 点	1 どのような議題（テーマ）において討議を行うのか。 2 出された意見の集約とその反映をどのようにするのか。 3 どのような手法で討議を行うのか。
根拠法令	<b>京都市会基本条例</b> （市会の位置付けと役割） 第3条 (1) 民意を把握し、市政に的確に反映すること。 (3) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。 (5) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び審査並びに議員間における討議を行い、意見を集約すること。 (6) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。 （委員会） 第20条 2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における討議を充実させるよう努めるものとする。 3 委員は、委員間における討議を通じて、市政の課題に関する論点を明確にするものとする。 4 委員会は、市政の課題に関し研究が必要であると認める事項がある場合は、その内容について研究及び議論をし、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。

## 【政令指定都市における委員間討議の実施状況について】

### 1 名古屋市

- (1) 申合せ  
「委員間討議について」において申し合わせ、各委員会の判断により行うこととされている。
- (2) 実施対象の委員会  
全ての常任委員会・特別委員会
- (3) 対象となる議題の特定方法  
議案や請願、所管事務の範囲内であれば、テーマを特定することなく自由に行う。
- (4) 具体的実施方法  
委員長の判断による。  
(例：市長提出議案では当局への質疑終了後でも質疑の途中でも実施可能)
- (5) 討議時間の制限  
なし
- (6) 出された意見の取りまとめ  
行っていない（討議が実施された事実のみを委員長が報告している。）。
- (7) 過去に実施されたテーマ等  
(3) のとおりテーマを特定することなく、各委員会の判断により実施されている。  
例えば、土木交通委員会における一般会計決算の審査において、事実上凍結状態となっている道路の建設是非について当局が住民の意見を集約する方法などについて委員間討議が行われた例などがある。

### 2 大阪市

- (1) 申合せ  
「大都市・税財政制度特別委員会での委員間討議に関する実施要領」において、実施の手続や運営方法等を定めたいうで行うこととされている。
- (2) 実施対象の委員会  
大都市・税財政制度特別委員会
- (3) 対象となる議題の特定方法  
委員から申出のあったテーマについて、代表者会議で協議のうえ決定する。
- (4) 具体的実施方法
  - ①理事者からテーマに関する基礎的情報の報告
  - ②テーマを出した委員から内容の説明
  - ③委員間で討議（発言は自由）
- (5) 討議時間の制限  
なし
- (6) 出された意見の取りまとめ  
行っていない。
- (7) 過去に実施されたテーマ等  
「基礎的自治体としての区政の充実・強化」や「大都市制度における住民自治の充実・強化」などをテーマに行われた例がある。

### 3 堺市

- (1) 申合せ  
常任委員会及び予算・決算特別委員会については、「委員間討議について」において、討議の申出期限や討議の時間等を定めたいうで行うこととされている。  
なお、予算・決算以外の特別委員会では特に申合せを定めることなく、政策提言に向けて委員間討議が行われている。
- (2) 実施対象の委員会

参 考

全ての常任委員会・特別委員会

(3) 対象となる議題の特定方法

議員提出議案や請願，所管事務の範囲内で，委員から申出のあったテーマについて，委員会の過半数の合意を得ること。ただし，長提出案件については，申出があれば委員会に諮ることなく実施。

(4) 具体的実施方法

①委員間討議を実施することについて表決を採る（長提出案件以外）。

②論点ごとに合意できる点がないか討議する。

\*理事者への質問は原則不可とする。

(5) 討議時間の制限

①委員の発言時間：制限なし

②討議全体の時間

ア 議案及び請願：一議題につき30分以内

イ 所管事務，予算・決算：全体で30分以内

(6) 出された意見の取りまとめ

予算・決算以外の特別委員会では，各委員の意見を提言書として取りまとめている例がある。（具体例は（7）を参照）。

(7) 過去に実施されたテーマ等

都市魅力向上特別委員会において「都心のまちづくり，中心市街地活性化及び都心交通」を調査活動テーマとし，政策立案に向けて委員間討議を行ったうえで，「都心のまちづくりに関する提言書」として取りまとめた例などがある。

(参考)

申合せ等を定めていない都市においても，①議員提出議案の審査や②請願（陳情）の取扱いをはじめ，③所管事務調査（常任委員会）及び④付議事件に係る調査・研究や活動方針の策定（特別委員会）などについて，特に機会を設けることなく通常の議事の流れの中で自由に行われていることが多い。